



# 個室ユニット 推進協ニュース Number 129

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

- 1面 特養の収支差率 1.6% 過去最低  
30年度介護報酬改定の動向  
国政ニュース、こちら傍聴席
- 2面 簡易経営診断受診のお願い  
役員賠償責任保険 概要  
研修委員長便り  
支部便り【大阪・福岡】  
新規入会施設のご紹介
- 3面 施設紹介【青葉あさくら苑】神奈川県  
取組紹介【しょうじゅの里三保】神奈川県  
取組紹介【ころぼっくる】栃木県  
【連載】尊厳を守るケアの実践
- 4面 介護ニュース・ダイジェスト  
ズバリ回答！人事・労務のお悩み  
用語解説【ユニット型準個室他】

## 29年度介護事業経営実態調査

### 特養の収支差率1.6% 過去最低

#### 財務省の「マイナス改定」に怒り

#### 推進協「準個室の名称変更」を要求

10月27日、厚生労働省は第147回社会保障審議会介護給付費分科会に「29年度介護事業経営実態調査結果」（29年度実調）を報告した。27年度介護報酬マイナス改定や人件費増加などが介護サービス事業の経営を圧迫し、全サービス平均の収支差率は3.3%にとどまり、前年度調査（28年度概況調査）と比べ0.5%下がった。中でも介護老人福祉施設（特養）は1.6%で過去最低となり、0.9%もダウンした。政府は29年度実調や経済財政の動向などを基に平成30年度介護報酬改定を行うが、財務省は「中小企業と比べ（介護事業は）経営が安定している」としてマイナス改定を示唆。介護事業者から「マイナス改定になれば、介護保険サービス事業の崩壊に繋がりがかねない」と強く反発している。



### 特養など14サービスが悪化

29年度実調によると、全22サービス事業の平均収支差率は3.3%で、28年度概況調査3.8%と比べ0.5%下がった。収支差率がプラスになったのは介護老人保健施設や訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、認知症対応型共同生活介護など8サービスにとどまり、介護老人福祉施設（特養）や訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設など14サービスは軒並み下回った。

### 中小企業の方が苦しい？

特に特養は1.6%で0.9%も下落。概況調査ではなく、26年度実調（26年3月分）と比べると7.1%も下がったことになる。その後、実調の調査内容が変更されたため正確な比較にはならないが、大幅に下がっていることは事実。特養のタイプ別では「ユニット」3.2%、「ユニット以外」0.4%とともに26年度実調から大幅ダウンした（表参照）。  
厚労省は収支差率が下がった原因について「27年度の介護報酬がマイナス改定だった影響のほか、給与費など人件費の増加などが考えられる」と説明した。

## 12月上中旬、とりまとめ

同日、厚労省は介護給付費分科会に今後のスケジュールを説明した。  
12月上旬に「基準」に関する基本的な考え方の取りまとめ、同月上中旬に「介護報酬改定に関する考え方のとりまとめ」を要請し、分科会の審議は大詰めを迎える。

## 名称変更求める 推進協

推進協は、現行の介護報酬体系で個室ユニットと基本報酬が同額（同単位）になっているユニット型準個室について「プライバシー保護の観点からみても建築のプロからみても『個室』とは言い難い」として政府にユニット型準個室の名称を「個室的多床室」に変更するよう強く求める（4面「用語解説」参照）。

## 30年度介護報酬改定の動向

主要サービス別の収支差率（有効回答率47.2%）

サービスの種類（略称）	28年度概況調査（27年度決算）	29年度実調（28年度決算）	増減	前回実調（26年3月）
特養	2.5%	1.6%	△0.9%	8.7%
うちユニット	—	3.2%	—	8.5%
うちユニット以外	—	0.4%	—	8.7%
老健施設	3.2%	3.4%	+0.2%	5.6%
介護療養型	3.7%	3.3%	△0.4%	8.2%
訪問介護	5.5%	4.8%	△0.7%	7.4%
デイサービス	7.1%	4.9%	△2.2%	11.4%
特定施設入居者	4.1%	2.5%	△1.6%	12.2%
ショートステイ	3.2%	3.8%	+0.6%	7.3%
地域密着型特養	1.6%	0.5%	△1.1%	8.0%
全サービス平均	3.8%	3.3%	△0.5%	7.8%

（注1）「29年度実調」と「26年度実調」では調査の範囲（期間）などが異なる点に注意。  
（注2）「概況調査」は「実態調査（実調）」と比べ対象数が少なく調査内容が簡便になっている。

## 国政ニュース

### 与党が3分2確保 総選挙

立憲が躍進 希望は惨敗  
10月22日 第48回総選挙の結果、自民党と公明党の連立与党が憲法改正に必要な「定数（465議席）の3分の2以上」を維持した。確定数（23日）は、自民284、立憲民主55、希望50、公明29、共産12、維新11、社民2、無所属22。11月1日開会の特別国会で安倍晋三（自）が首相に指名され、第4次安倍内閣が発足。加藤勝信厚労相は再任。

### 財務省「マイナス改定」提示

介護事業者など強く反発  
10月25日 財務省は財政制度等審議会に「29年度臨時改定（介護職員処遇改善）で1.14%引き上げた」「中小企業の経営状況と比較して（介護サービス事業は）概ね良好な状況にある」として「マイナス改定」を求める方針を明らかにした。同日27日の介護給付費分科会で介護事業者委員からは「制度崩壊を招く」と強く反発した。

### こちら傍聴席

#### ◎国際貢献

○「報道に問題が多い」。記者との懇談の席で厚労省の幹部職員が息巻いた。11月1日から外国人介護技能実習生の受入れが始まる。新聞やテレビは受入れの目的や背景として「介護人材の不足や確保」を挙げるが、幹部は「制度が理解されていない」と憤る。  
○「法律をキチンと読んでから書いてほしい」とも。技能実習法によると、受入れは日本で習得した技能を母国の発展に貢献すること。つまり、「国際貢献」が主目的であり、「介護人材不足の穴埋めではないから期間が終われば帰国してもらおうのは当然だ」と言う。

○「だが、いままでの経緯をみても、外国人技能実習生が日本人労働者の代替として受け入れられていることは紛れもない事実。1年でも、2年でも長く働いてほしいというのが『介護事業者の願い』で、『法律の建前』とのギャップが埋まらない。こんな調子で外国人介護技能実習生が来るのか」との声も。（檜）



役人

介護事業者



第149回介護給付費分科会

### ◎第24回介護事業経営調査委員会

（10月26日）

介護給付費分科会介護事業経営調査委員会は厚労省が今年5月に実施した「29年度介護事業経営実態調査結果」を了承し、分科会に報告することを決めた（1面に要約）。

### ◎第148回介護給付費分科会

（10月27日）

議題1 「29年度介護事業経営実態調査の結果」 1面に要約  
議題2 「30年度改定に向けて」 厚労省は「基本的な視点」として「包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」「多様な人材の確保と生産性の向上」「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」の4点を挙げた。  
【地域区分】一部自治体の意向に沿って級地の変更などを行う  
【福祉用具貸与】平均価格や上限額の設定は月100件以上の貸与件数のある商品を対象とする。いずれも大筋で了承。

### ◎第149回介護給付費分科会

（11月1日）

議題 「30年度改定に向けて」  
【訪問介護】  
▽「生活機能向上連携加算」の適用を広げる（リハビリ機能との協働、ICTによる助言も）  
▽身体介護と生活援助の報酬にメリハリをつける。「見守りの援助」を明確化する▽介護未経験者を対象に「入門的研修」を導入する▽同一建物減算を一般の集合住宅にも適用する。委員から「質が担保できるのか」▽提供責任者の資格について初任者研修修了者と旧ホームヘルパー2級を廃止する。  
【定期巡回・随時巡回対応型訪問介護看護】  
【夜間型訪問介護】▽「生活機能向上連携加算」を創設する▽日中時間帯でもオペレーターの集約を認める。  
【小規模多機能型介護】  
「生活機能向上連携加算」を創設。

# 簡易経営診断 受診のお願い



介護保険委員長  
藤村二朗

平成30年度介護報酬改定に向けて厚生労働省において経営実態調査が実施されました。特養の収支差率1・6%と非常に厳しい数値が公表されました。

介護事業を取り巻く経営環境は、かつてないほどの厳しさを感じるものがあります。これ以上のマイナス改定はあり得ないとした声は日増しに大きくなっており、現状を関係各位に訴えながらユニット型施設の発展と推進により活動を活発にと考えております。

そこで会員施設にお願いを申し上げます。当協議会では、前年度まで委託もしくは独自で経営実態調査を実施していただきました。皆様からお預かりしているデータを基に実施していましたが、調査客体の数やデータの偏り、調査費用や会員メリットなど多面的な視点で見直しました。福祉医療機構様の簡易経営診断受診促進事業として、会員施設受診メ

リットとしては施設タイプ、ベット数、地域区分など各会員施設の属性とより多くの同属性データと比較対象の中で施設の立ち位置や課題が抽出されます。よって、中長期の事業計画作成の際非常に参考となると思っております。

また、ご協力いただく際にも従前は、基本情報入力や決算書の提出などお手数を煩わせておりましたが、福祉医療機構への借入がある施設様におきましては、現況報告書類を提出している施設様は申込だけで受診ができ、施設のご負担の軽減も図られております。

推進協におきましても、安定したデータを継続して経年変化や地域、年度、地域区分など詳細なデータが得られやすいと考えております。

推進協の活動にご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

現在、推進協では29年度第2回理事会で承認された役員賠償責任保険団体加入（取扱保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）の実施に向け、準備を進めています。

理事会で従来の施設・福祉賠償責任保険との違いや団体加入することのメリットについてなどの質問があがったため、推進協は保険会社にパンフレットの作成を依頼いたしました。今回は、作成中のパンフレットの一部を抜粋して紹介いたします。加入をご検討ください。

【社会福祉法改正と役員賠償責任保険】  
社会福祉法人制度改革で社会福祉法等の一部が改正されたことに伴い、今年4月から改正された社会福祉法において、社会福祉法人の運営にあたる理事、監事および評議員等の責任が明文化されました。これにより、役員の方々は会社法上と類似の義務と責任を負担することとなり、個人として第三者訴訟や法人訴訟による直接的な損害を被る可能性が極めて大きくなりました（表1参照）。

【役員賠償責任保険についてのQ&A】  
Q 刑事事件の場合も適用できるか？  
A 犯罪行為を犯した本人でなく、管理者としての法人役員に責任が及んだ場合は役員賠償責任保険の対象となります。  
Q 福祉事業のための一般的な賠償責任保険には加入しているが、解約して入りなおす必要があるのか？  
A 法律改正により従来とは異なるリスクを補償する保険となるため、すでに加入の契約とは別にご加入頂きます。  
Q 役員賠償責任保険について団体を通さず個別に加入する場合と比較するとどのようなメリットがあるのか？  
A (1) 団体のスケールメリットを活かした団体割引が適用されます。加入予定法人の財務状況、規模等から判断する為現時点ではお答え出来ませんが、最大20%の割引となります。(2) 対象となる役員の方について、ご退任後の保障を制限することなく（通常は退任後10年以内）起こされた訴訟のみが対象）補償されます。(3) 通常の保険では補償対象外となっている「理事会で選任された施設長」も補償対象とすることが可能です。  
Q 保険に加入する前に行われた行為に対して、保険損害賠償請求された場合は補償の対象となるか？  
A 最初のご契約の開始日の10年前までに行われた行為について保険期間の間に訴えられた場合が補償の対象となります。10年以上前に行われた行為に起因する場合は対象外です。

## 役員賠償責任保険 概要

現在、推進協では29年度第2回理事会で承認された役員賠償責任保険団体加入（取扱保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）の実施に向け、準備を進めています。

理事会で従来の施設・福祉賠償責任保険との違いや団体加入することのメリットについてなどの質問があがったため、推進協は保険会社にパンフレットの作成を依頼いたしました。今回は、作成中のパンフレットの一部を抜粋して紹介いたします。加入をご検討ください。

### 【社会福祉法改正と役員賠償責任保険】

社会福祉法人制度改革で社会福祉法等の一部が改正されたことに伴い、今年4月から改正された社会福祉法において、社会福祉法人の運営にあたる理事、監事および評議員等の責任が明文化されました。これにより、役員の方々は会社法上と類似の義務と責任を負担することとなり、個人として第三者訴訟や法人訴訟による直接的な損害を被る可能性が極めて大きくなりました（表1参照）。

役員が負う社会福祉法人に対する責任	内容
善管注意義務 社会福祉法39条、民法644条	理事、監事および評議員として、それぞれの立場において、その地位にある者ならば当然と考えられる注意を怠らざらなければならない。
忠実義務 社会福祉法45条の1①	理事、監事として法令・定款、社会福祉法を遵守して、社会福祉法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。
競争禁止義務 社会福祉法45条の1②、法人法64条	理事が競業取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。
利益相反取引回避義務 社会福祉法45条の1③、法人法64条	理事が利益相反取引を行う場合には、事前に社会福祉会の承認を得なければならない。
報告義務 社会福祉法45条の1④、45条の1⑤、法人法65条、102条	理事、監事は、法人に著しい損害を及ぼすおそれある事実があるとき発見した場合には、その事実を報告しなければならない。
損害賠償責任 社会福祉法45条の2①	理事、監事および評議員は職務につき故意・重大な過失があった場合に第三者に与えた損害を賠償する責任を負う。
役員が負う第三者に対する責任	内容
一般不法行為責任 民法709条	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。
損害賠償責任 社会福祉法45条の2②	理事、監事および評議員は職務につき故意・重大な過失があった場合に第三者に与えた損害を賠償する責任を負う。

表1：役員が負う責任について

### 【従来の施設・福祉賠償責任保険との違い】

法改正以前からご加入頂いている従来の福祉賠償責任保険は、施設利用者や周辺住民の方にお怪我をさせた場合や物的損害を発生させた場合に補償の対象となりますが、ケガも物的損害も発生していない、いわゆる経営リスク（決算の誤り、補助金の流用、施設新設に伴う経営判断の誤りによる事後の損失等）につい

ては、従来の賠償責任保険では補償されません。今回の役員賠償責任保険はこのリスクを補償する保険です（図1参照）。

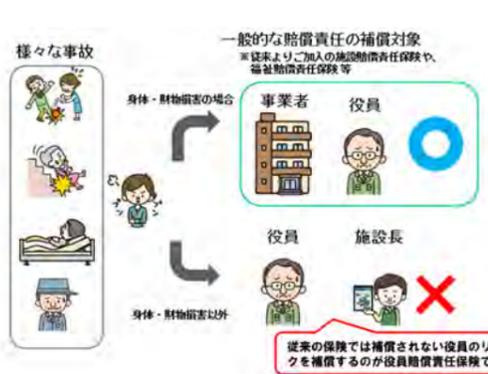


図1：一般的な賠償責任の補償対象

## 研修委員長便り



こんにちは。研修委員長の井手利明です。今回は既に開始した出前研修と今後の計画についてお伝えします。

### 【出前研修】

名前の通り、施設に出向いて研修を行います。人材不足の中、職員を研修に出すことが難しいという声にお応えし、企画しました。既に、神奈川3施設、埼玉、三重、佐賀、長崎の各1施設で実施しました。今後、茨城、神奈川、静岡での研修を予定しています。

ご負担いただく費用は講師の旅費および1時間当たり千円（会員価格）です。研修内容、時間帯はご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。



出前研修の様子

### 【今後の計画】

インターネットを利用したオンライン研修を計画中です。講師と施設のパソコンをネット接続し、施設の職員に研修を行う予定です。

研修はスカイプ（Skype）※のビデオチャット機能を利用し、講師と受講者が双方方向のコミュニケーションを取りながら講義を進行します。

質問にもリアルタイムに答えることができます。現在、試験的に研修を受けてくださる施設を募集中です。ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

※マイクロソフトが提供するインターネット電話サービスです。スカイプユーザー同士なら、インターネットを経由して、無料で利用できます。利用するにはスカイプのインストールとアカウントの作成が必要です。

【お問合せ】 事務局 井手まで。  
TEL：045（921）0462

## 支部便り

### 大阪支部

#### アウトリーチ型研修会 開催のお知らせ

大阪支部は12月1日（金）に研修委員会主催でアウトリーチ型研修会を開催します。

コーチングを通じてコミュニケーションの大切さを学ぶ研修会を多数実施されている介護医療職専門コーチの三田村薫氏を講師としてお招きします。

【会場】大阪社会福祉指導センター  
（大阪市中央区中寺1-1-54）

【時間】午前10時～16時  
【講師】三田村薫氏

【研修内容】介護リーダーに必要なリーダーシップ／コーチングとコミュニケーションの活用術

【会費】無料  
【お問合せ】なるかわ苑の中島、高岡、志賀まで。  
TEL：072（986）3680

### 福岡支部

#### 相談員会議を開催

10月20日、福岡支部（牟田和男支部長）は福岡市内の会員施設である「アットホーム博多の森（中村孝也施設長）」で、相談員やケアマネジャーを対象とした相談員会議を開催し、12施設22名が参加した。以下の2つの事例についてグループワーク形式で検討し、対応方法などについて意見交換を行った。

【事例1】家族のケアについて。①家族はケアの対象か。常に本人を最優先するべきか。家族含めてケアの対象とみるのか。②家族と本人との利害が一致しない場合、どういった対応や調整をするか。

③本人と家族に精神的な疾患がある場合の対応はどうするべきか。《意見》家族を含めたケアは大事。できる限り家族に関わっていただいている。どうしてもできない事は施設側でお手伝いしている。

【事例2】要介護1、2の方の過ごし方について。リビングで過ごされることが多いが、介護度が高い方が多いた

## 新規入会施設のご紹介

◆（特養）サール・ナートかたの支部名 大阪支部

法人名 社会福祉法人バルツア事業会  
法人代表者 理事長 田伏清  
施設代表者 施設長 半邊健一  
住所 〒576-0035  
大阪府交野市私部南1丁目490番  
電話 072（892）7777

### 【事務局からのお知らせ】

・当協議会の活動にご賛同いただける施設様をぜひご紹介ください。  
事務局から、パンフレットおよび推進協ニュースのバックナンバーをお送りいたします。なお、パンフレットと入会申込書はホームページからもダウンロードいただけます。  
・役員賠償責任保険に関するご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。  
よろしくご協力お願いいたします。

め、話し合いがないと居室に引きこもってしまう方もいる。現状では仲の良い方がいるショートステイのユニットへお連れしたり、外出機会など設けるなどしている。皆さんの施設ではどのように対応しているのか。《意見》事例同様に外出援助で気分転換を図っていたらいい。



福岡支部・相談員会議

### 【今後の予定】

◎12月8日（金）17時30分～19時  
介護リーダー会議  
テーマ「ケアの質の向上」  
対象者 福岡支部会員の職員  
（介護長・介護主任等）

会場 マナハウス  
◎30年2月16日（金）  
相談員会議  
テーマ「制度改正」  
会場 アットホーム諸岡





### ～緑豊かな場所で心安らく時を過ごしていただきたい～

#### 【施設の紹介】

横浜市北部に位置する青葉あさくら苑は平成27年の春にオープンし、3年目を迎えました。近隣には横浜青葉カインター（複合型ショッピングセンター）、青葉台駅周辺の多くの商業施設のほか、寺家ふるさと村、こどもの国、医療施設等の公共施設があり、街路樹や公園も多く、緑の豊かな街並みの中に立地しています。



施設外観

また、東急田園都市線の長津田駅・田奈駅・青葉台駅から徒歩20分程度、最寄バス停より徒歩1分の立地のため、ご面会等、交通の利便性の良い環境にあります。

地域密着型通所介護、日常生活支援総合事業、居宅介護支援事業所、短期入所者生活介護を併設していますので、情報発信は勿論、ご相談から、ご利用、ご入居まで承っています。

【理念に基づいたケア】  
法人理念『入居者・利用者の人権を尊重し、自由な生活の実現に努める』

ご自宅での生活が入居後も継続できるようにしたいこと、したかったこと、してきたことの再現に努め、社会性の維持のためにも、個別ニーズに応じた積極的な戸外活動を行っています。

【マスコットキャラクター】



職員からデザインを募集し、施設名を組み合わせ、あさくら丸を作成しました。

【皆が楽しめるイベント】

施設全員の方を対象としたイベントを毎月開催しています。

#### ◎お正月

毎年、元旦の9時になると施設長が全ユニットを回って新年の挨拶をし、お屠蘇を振舞います。お重に入ったおせちを見て、入居者の皆さまは大変喜んでくださいます。



お屠蘇を注ぐ  
山本施設長

#### ◎外出支援

各ユニットで工夫を凝らし、料理レクや外食、季節毎のお花見、横浜ならでのラシバス乗船、中華街でのランチ、世界三大珍獣オカビを見に動物園へ、夜の遊園地クルスマイルミネーションを見ながらのデイナー等、今だからこそできること、沢山の新たなことにもふれていただきたいと、職員が入居者様の思いにそって企画を行っています。



シーバス乗船口



動物園



イルミネーション

#### ◎秋祭り

毎年、秋祭りを開催し、ボランティアの出し物も年々増えていきます。今年は、マスコットキャラクター『あさくら丸』をベースに、オリジナルTシャツと顔出しパネルを手作りしました。職員全員で着用したことで一体感が増し、顔出しパネルでも笑顔倍増、大いに盛り上がりました。



オリジナルTシャツ



職員一同



顔出しパネル

#### ◎シネマサロン

施設内では、毎週シネマサロンを開催。懐かしいものから最新の映画まで上映しています。普段長時間座っているのが苦手な方も一心に見入ってください。



シネマ上演中

#### 【地域との連携】

近隣施設、自治会と防災協定を締結。学区内小学校児童の施設見学の受入れ、それがきっかけとなり、施設玄関にクリスマスやお正月の飾り付けをしてくれるようになりました。



クリスマス飾付け



小学生施設見学

近隣のグループホームの皆様が秋祭りに来てくださり、一緒に食べたり、飲んだり、観覧したりと入居者だけではなく、職員同士の交流も持てました。

## 【連載】第7回 尊厳を守るケアの実践

### 入居者の望む暮らしを実現するには

今回は、高齢者施設での尊厳を保持し自立した生活を支援していくための3つのポイント（①権利擁護②ケアの本質の理解③組織・風土）の3つめ「組織・風土」についてです。

入居者の望む暮らしを支援していくためには、職場環境がとて重要となります。

業務等を見直したい「改革派」と「非改革派」の摩擦が日々の暮らしの中で発生することがあります。それが入居者のことを考えたものであれば良いのですが、職員間の都合で発生したものであったら早急な改善が必要です。職員間で溝が生まれ、必要なケアが提供できなくなったり、職員の退職につながったりするなど、入居者の生活支援に直接影響すると考えられるからです。

多職種がチームとして一つにまとまらない限り、入居者の望む暮らしは実現できません。そのためには、ケアの方向性の理解や統一したケアが実践できていることが大切です。職場環境の良し悪しが入居者生活を大きく左右するものとなります。まずは、組織（組織図）や職務（職務分掌、職務基準）を明確化し、施設の環境（職員の関係性、職場の雰囲気）を整え周知していくことです。自分ごどの部署に属し、どのような視点で職務を遂行しなければならぬのか、施設が求める職員像についても職員一人ひとりがしっかりと考え行動していくことが重要となります。



老人ホームの役割やケアの方向性を日頃から職員間で確認できる体制（ミーティング、会議など）の整備が必要となります。管理者は部署長へ指示を出し、職員はその指示に従い職務を遂行する。報告体制を整え施設の状態を管理者が把握します。管理者と全職員が一体となった体制の構築が大切です。いわゆる風通しの良い施設を作っていくことが必要となります。

（ユニットケア研修推進事業室長 井手明利）

当施設のサテライトである科の木（地域密着特養）に併設されている小規模保育「ころぼっくるの森保育園」との合同の取り組みをご紹介します。

昨年、保育事業がオープンし、初の運動会を迎えるにあたり「ご入居者も一緒に楽しめるプログラムを！」という事で子供達に混じり、ご入居者（ご利用者）と職員で運動会に参加させていただきました。

競技の中では、100歳を過ぎた杖歩行の男性が普段は見せない勢いで軽やかな走りを披露し大歓声を浴びました。子供達の力は高齢者の意欲を高める最高のお薬だと改めて実感しました。

大々的なイベント交流だけではなく、午前中のお散歩や夏場は水遊びなど、普段から交流させていただいています。今後も子供達の力を借りつつご入居者の生活意欲を高める機会を増やしていければと思います。（統括リーダー 鬼澤竜也 / 生活相談員 戸井田禎紀）



社会福祉法人光誠会  
ころぼっくる（栃木県）  
施設長：薄井裕二

法人内の合同運動会  
高齢者の意欲を高める  
最高の薬は...?



杖歩行での軽やかな走り  
周囲からの大歓声！



職員と一緒にパン食い競争



風船玉入れに参加

社会福祉法人兼愛会  
しょうじゅの里三保（神奈川県）  
施設長：赤枝真紀子

こんにちは。しょうじゅの里三保で統括リハビリを担当している鳥澤です。今回は、車椅子を自操して暮らしている入居者A様が杖歩行になるまでのリハビリ支援についてご紹介します。

当施設の入居者の平均年齢は80歳以上であり、60代のA様にとって同年代の話し相手がいないため、自然と居室に引きこもる生活になっていました。

ある時、ベッド脇にプラスチック製装具がホコリをかぶって放置されていることに気がきました。

### 特養でのリハビリ 車椅子から杖歩行へ

A様いわく。「入院中は使っていたが、施設に入居してから使わなくなり、車椅子の生活になってしまった…」とのことでした。

そこで職員が一丸となり「もう一度歩けるように！」を合言葉に、生活リハによる自立支援をとして介護職や相談員が励ましの声をかけ、看護師が体調管理等を行い、多職種が連携した結果、約3か月で杖歩行ができるまで回復しました。そして、A様が居室で過ごす時間も短くなってすっかり明るくなり、今はいきいきとした暮らしを送っています。（統括リハビリ担当：鳥澤清人）



自主トレ指導風景



歩行練習風景



職員と一緒に

# 介護ニュース・ダイジェスト

10月1日～10月31日

介護に関する政府機関や民間団体の動きを掲載しています。詳細は厚労省や各団体のHPをご覧ください。

## 「入門的研修」導入へ

(10月4日) 福祉人材専門委

社会保障審議会福祉部会の福祉人材確保専門委員会は介護人材に関する報告書をまとめた。①5年程度の実務経験のある介護福祉士を「グループ・リーダー」と位置付ける②介護未経験者の参入を促進するため「入門的研修」を導入する一などが柱。

## 「福祉法人の業況」連続上昇

(10月4日) 福祉医療機構調査

福祉医療機構(WAM)の「社会福祉法人経営動向調査」(29年9月実施)によると、社会福祉法人の業況は前回(29年6月)に続いて2期連続で上昇。サービス活動増減差額も上昇した。

## 混合ルールで有識者会議

(10月10日) 規制改革推進会議

政府の規制改革推進会議のワーキンググループが合が開かれ、厚労省は混合介護のルールを明確にするための有識者会議を近く立ち上げることを明らかにした。委員から「介護保険と保険外のサービスの区分けやルールが曖昧だ」との批判を受けての対応。

## 賠償責任保険加入の実施へ

(10月11日) 推進協・理事会

推進協は29年度第2回理事会で役員賠償責任保険加入の実施や賛助会員制の新設、29年度事業計画の中間報告などの議案を承認した。団体保険の保険料額などの詳細は保険会社と今後詰める(10月号参照)。

## 全国研修大会in岐阜開催

(10月11日) 10月号に詳細

「つなぐ」をテーマに推進協の「全国研修大会 in 岐阜2017」が岐阜市で開かれ、約800人が参加した。入会10年表彰(119施設)や4つの分科会などが行われた。

## 全国研修大会in岐阜が閉会

(10月12日) 10月号に詳細

岐阜県内の介護関係者らによるシンポジウムや女優の小山明子さんの記念講演が行われた。「インセンティブの働く介護報酬の制度化と、人材の確保

教育と併せて働き方の多様性の構築を組織的に行う」などとする大会宣言を採択して閉会した。次回30年度は「in 沖繩2018」。

## 「ロボット重点分野」改定

(10月12日) 介護利用を拡大

経産省と厚労省は「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改定し、AIやIoTの活用を視野に入れた介護業務支援(情報の収集や蓄積を基にした支援)や排せつ予測、外出・転倒防止・歩行補助などへのロボット技術の活用を重点分野に追加した。利用拡大が狙い。

## 科学的介護検討会が初会合

(10月12日) データベース整備

厚労省の「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」の第1回会合が開かれ、科学的に裏付けられた(エビデンス)の基づいた介護サービスの構築を目指す基本方針を確認した。29年度内にデータベースの蓄積方法を検討し、30年度以降、活用方法を協議する。

## 退院先に特養と老健を追加

(10月18日) 精神病床退所者

30年度診療報酬改定を議論している中央社会保険医療協議会(中医協)で、厚労省は精神科入院患者の退院先として特養と老健を追加する考えを提示。中医協は大筋で了承した。1年以上の精神科入院患者は約18万人。現行の要件では退院先は精神障害者施設や自宅に限られている。

## ロボット活用 報酬で評価

(10月18日) 財政一体改革推進委

厚労省は経済財政諮問会議の経済財政一体改革推進委員会で、介護ロボットを利用した場合、介護報酬で評価する方向で検討していることを明らかにした。

## 介護保険証の通称名OK

(10月18日) 性同一性障害者ら

厚労省は、性別が一致しない性同一性障害者らが介護保険証の氏名に通称名を使うことを認めるよう都道府県と市町村に通知した。保険証の表面に「通称名」を記載し、裏面の備考に「戸籍上の氏名は〇〇」と記載して「通称名」と併記する。ただし医師の診断書のほか、社会生活上で用いていることを示

す添付書類(健康保険証など)の提出が必要。健康保険証は実施済み。

## 「同一建物減算」の改善を

(10月19日) 会計検査院が要求

有料老人ホーム入居者への訪問介護サービスで「同一建物減算」が適用されると、適用されない場合より回数を多くサービスが利用できる問題について、会計検査院は「保険給付の公平性が確保されていない」として厚労省に改善を求めた。同一建物減算されても、結果として減算される方がサービスを多く利用できる。

## 「減算」必要な検討する

(10月20日) 加藤厚労相

会計検査院から有料老人ホームなどの同一建物減算に絡む在宅介護サービスの利用について、加藤厚労相は記者会見で「介護給付費分科会で議論して必要な検討をしたい」と答えた。

## 与党3分の2を確保

(10月22日) 総選挙開票

衆院選開票で自民と公明の政権与党の獲得議席数が憲法改正発議に必要な衆院定数465の3分の2(310議席)を超えた。立憲民主党が第2党に躍進、希望の党は惨敗(一面)国政ニュース参照。

## 7割強が民間保険加入

(10月24日) 民間の医療・介護保険

厚労省の「27年社会保険における公的・私的サービスの関する意識調査」によると、20歳以上の72.1%が民間の医療保険・介護保険に加入。理由では「健康や介護に関する不安」が多かった。

## 「全世代型」への転換促す

(10月24日) 29年版厚労白書

低所得の現役世帯が増えているとして厚労省は「29年版厚労白書」に社会保障制度を高齢者重視から「全世代型」へ転換させる必要性を盛り込んだ。

## 32年度から新課程移行へ

(10月24日) 福祉士養成

厚労省は社会保障審議会福祉部会の福祉人材確保専門委員会に社会福祉士の養成カリキュラムを32年度(2020年度)から見直す方針を示した。「地域共生社会」を構築するために地域での多職種連携などが必要であり、地域を結び付ける専門職と位置付けた。

## 「改定は実施済み」

(10月25日) 財務省

財務省は財政制度等審議会の分科会で30年度の介護報酬改定について「29年度に介護職員処遇改善(1万円相当引き上げ)が実施されている」「中小企業の利益率と比べて多寡を判断すべきだ」などとしてマイナス改定を求める考えを示した。

## 32年度本格運用目指す

(10月26日) 新データベース

「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」は32年度(2020年度)から新たなデータベース(CHASE)の本格的運用を目指す厚労省の方針を了承した。今後、どんなデータを蓄積するのかなどを議論する。

## 特養1・6%に下落

(10月26日) 29年度介護経営実態調査

厚労省は「29年度介護事業経営実態調査(29年度実調)28年度決算」の結果を介護給付費分科会の介護事業経営調査専門委員会に報告(公表)した。収支差率は全サービス平均3.3%と低下傾向、特養1.6%、27年度比△0.9%で経営悪化が浮き彫りになった。マイナス改定や人件費増が主な原因とみられる(既報)速報(10月26日付)「要点速報」(10月28日付) 本号1面参照。

## マイナズ改定論に強く反発

(10月27日) 介護給付費分科会

第148回介護給付費分科会は「29年度介護事業経営実態調査結果」を了承したが、事業者と利用者の委員は収支差率の低下を理由に「このままでは事業が立ち行かなくなる」「中小企業と公的資金が使われている」「介護保険事業と比較するのはおかしい」と財務省の姿勢を批判し、プラス改定を強く求めた(既報)「要点速報」(10月28日付) 参照。

## 上限額超は利用者負担

(10月26日) 福祉用具貸与

第148回介護給付費分科会で厚労省は介護保険の福祉用具貸与サービスについて「設定した貸与価格上限を超えた場合、保険給付の対象としない」との考えを示した。月平均100件以上貸与される用具を対象とし、年1回の見直す考えを示した。

## 「ICT活かされていない」

(10月27日) 未来投資会議

政府の未来投資会議が開かれ、委員から「介護現場ではICT活用のスピードが遅い」との批判が出た。厚労省は「科学的介護検討会」を立ち上げることなどを説明した。

## ズバリ回答!

### 人事・労務のお悩み

#### ◎育児休業復帰後の処遇について

#### 【今月の相談内容】

育児休業期間中の職員から、「育児復帰後は三交代勤務ができなくなるため、9時から15時の6時間勤務で、日祭日の固定休日がほしい」という申し出がありました。

人手不足であるため、継続してもらいたいのですが、当施設では、非常勤は有期契約職員とすることが慣例となつています。正規職員を有期の契約職員に変更することに問題はありますか?

#### 【回答】

有期契約職員となることを理由に無期の正規職員の処遇との格差が出てくるとなると、問題になる可能性があります。正規職員の時期に受けていた処遇が低下してしまう場合、既得権の侵害、いわゆる不利益変更の可能性が出てきます。また、有期にしたからといって、雇止めを行うことができるようになるわけではなく、考えることが適切でしょう。

そこで「正規非常勤職員」とすることを検討してはいかがでしょうか。ルールの変更は必要ですが、職員募集時のアピールポイントになります。

今後、同一労働同一賃金及び働き方改革実行計画に基づく法整備が進んでくると考えられます。そのときに、対応できる人事労務制度に転換できるような、今のうちに準備を進めておく必要があります。

今回、復職される職員が勤務する時間と現場内の職員配置を確認することや、正規職員とどのような点で仕事の課業に差が出てくるのかについては、各職員の職務分析及び職務評価をおこない、「均衡と均等」に配慮する必要があります。

(監事・特定社会保険労務士 栗田淳)

## 【用語解説】

### ユニット型準個室

多床室の居住環境の質を向上させるために、隣接する空間との境界に壁や扉などを設置した居室のこと。改修を行う費用が支援されている。居室は完全な個室ではなく、天井と壁の間に一定の隙間が生じているため①感染症・食中毒のまん延予防に適さない②臭気・湿度を保つことが難しい③隣室からの照明の影響を受ける④会話がもれるなどプライバシーに配慮した「個室」としての条件を満たしているとは言い難い。一般社団法人日本医療福祉建築協会においては「ユニット型準個室」を「個室的多床室」と位置づけている。推進協では「個室的多床室」への名称変更を強く要望している。

### 科学的に裏付けられた介護

「利用者の状態像(こと)の標準的な心身機能の変化」よりも、機能の維持・向上を図ることのできる介護(「パフォーマンスの高い介護」)のこと。政府の「未来投資会議」で、利用者の自立支援を促す介護報酬のインセンティブを拡大していく方針が決まり、厚労省の検討会が具体案を詰めている。平成30年の改定時期には具体策を盛り込む予定。ビッグデータを活用することで利用者の状態像(年齢、性別、疾患など)、提供されたケア、心身機能への影響の関係を分析し、客観的な評価を行う、効果の高いメソッドを発掘していく方針。平成33年度から本格展開を目指している。

## 29年度 ユニットケア研修

お申込はWeb (suishinkyu.net) で

### 第3期ユニットリーダー研修

申込期間: 10/23(月) ~ 11/27(金)

- ・福岡会場: H30/1/10(水) ~ 12(金)
- ・名古屋会場: H30/1/17(水) ~ 19(金)
- ・東京会場: H30/1/24(水) ~ 26(金)

### 第2回ユニットケア施設管理者研修

申込期間: H30/1/8(月) ~ 1/24(水)

- ・東京会場: H30/2/21(水) ~ 23(金)